

指名停止措置業者

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止措置基準
パナソニックEWエンジニアリング (株)	令和7年3月28日から令和 7年4月27日まで（1か月）	対象会社は、不適格者を営業所の専任技術者 として配置していたほか、不適格者を工事現場 に主任技術者等として配置していた。このこと が、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号 に該当すると認められ、令和7年1月31日に国 土交通省近畿地方整備局から監督処分を受け た。このことは、建設工事等の契約相手方とし て不適当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指 名停止要綱 別表第2（第2条、 第4条—第6条関係）贈賄及び不 正行為等に基づく措置基準 5（1）